

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年9月12日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市規則第27号

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鈴鹿市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)</p> <p>第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 事務、用務員及び業務員 時間額 <u>1,023円</u></p> <p>(2) 調理員及び介助員 時間額<u>1,033円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保健師、<u>看護師及び管理栄養士</u> 時間額1,200円</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の額)</p> <p>第16条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 事務、用務員及び業務員 時間額 <u>1,010円</u></p> <p>(2) 調理員及び介助員 時間額<u>1,020円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保健師<u>及び看護師</u> 時間額1,200円</p> <p>(5)・(6) 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以後に支給すべき事由を生じた報酬について適用し、同日前に支給すべき事由を生じた報酬については、なお従前の例による。